

防衛省仕様書改正票

D S P  
K 2217E(1)

制定 昭和49. 3. 28

改正 平成25. 3. 26

さび止め油

(LUBRICATING OIL, GENERAL PURPOSE)

この改正票は、D S P K 2217E(さび止め油)についてのものであり、  
D S P K 2217Eと併用される。

1.4 a) 1) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を削る。

1.4 a) 3) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を削る。

## さび止め油

(LUBRICATING OIL, GENERAL PURPOSE)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、一般機械、一般火器用の潤滑油及び防せい用として使用するさび止め油について規定する。

## 1.2 種類

種類は、表1による。

表1 - 種類

種類	記号	物品番号	粘度	備考
1種	NP-7	9150-001-9428-5	中質	一般機械用
2種	1号 NP-8	9150-299-0048-5	軽質	
	2号 P-8	9150-003-9285-5		
3種	1号 NP-9	9150-299-0047-5	特軽質	一般機械用
	2号 P-9	9150-406-3659-5		一般火器用

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 さび止め油 1種

## 1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 引用文書

## 1) 規格

- J I S K 2201 工業ガソリン
- J I S K 2246 さび止め油
- J I S K 2249 原油及び石油製品 - 密度試験方法及び密度・質量・容量換算表
- J I S K 2251 原油及び石油製品 - 試料採取方法
- J I S K 2265 - 4 引火点の求め方 - 第4部:クリーブランド開放法
- J I S K 2269 原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法
- J I S K 2283 原油及び石油製品 - 動粘度試験方法及び粘度指数算出方法
- J I S K 2503 航空潤滑油試験方法
- J I S K 2513 石油製品 - 銅板腐食試験方法
- J I S K 2580 石油製品 - 色試験方法
- J I S K 5572 フタル酸樹脂エナメル
- J I S K 5651 アミノアルキド樹脂塗料
- J I S Z 1620 鋼製ペール

K 2217E

NDS Z 0001 包装の法則

## 2) 仕様書

DSP K 2233 一般用作動油

## 3) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令(昭和50年防衛庁訓令第44号)

## b) 関連文書

MIL - PRF - 32033 LUBRICATING OIL, GENERAL PURPOSE, PRESERVATIVE  
(WATER - DISPLACING, LOW TEMPERATURE)

## 2 製品に関する要求

## 2.1 認定

この仕様書で調達される製品のうち,1種,2種1号及び3種1号については,JIS K 2246の表4潤滑油形さび止め油の種類に該当するものとし,2種2号及び3種2号については,装備品等の製造設備等の認定に関する訓令が適用される。

## 2.2 品質

品質は,次による。

a) 1種,2種1号及び3種1号は,JIS K 2246の表4の1種3号(NP-7),1種2号(NP-8)及び1種1号(NP-9)による。

b) 2種2号及び3種2号は,付表1による。

## 2.2.1 基油

基油は,精製鉱油であって,清澄透明で,水,沈殿物及びその他の不純物を含んではならない。

## 2.2.2 添加剤

2種2号及び3種2号に用いる添加剤は,防衛省が承認したものを使用するものとし,添加剤を変更する場合は,防衛省の承認を受けなければならない。

## 3 品質保証

## 3.1 認定検査・検査

認定検査・検査は次によるものとし,それぞれの規定に適合するものでなければならない。

a) 1種,2種1号及び3種1号の検査は,JIS K 2246の表9の項目,NP-7,NP-8及びNP-9による。

b) 2種2号及び3種2号の認定検査及び検査は,付表1による。

注記 2.1項の認定の規定が適用される場合の検査は,付表1の検査の欄に 印を付した項目について実施する。その他の場合は,付表1の試験方法欄に示された検査を行うものとする。

## 3.2 試料採取方法

認定検査及び検査のための試料採取方法は,JIS K 2251による。

## 4 出荷条件

## 4.1 容器

容器は,JIS Z 1620に規定する3種2号M級とする。ただし,ドラム缶等の容器とする場合は,調達要領指定書による。

## 4.2 外装

外装は,商慣習による。

#### 4.3 表示

表示は、NDS Z 0001によるほか、次による。

- a) 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。
- b) 20Lペール缶の外面塗装は、JIS K 5572の2種又はJIS K 5651の2種2号に規定するOD色7.5Y3/1を1回塗装する。
- c) 調達要領指定書によって容器を指定した場合は、併せて表示も指定することができる。

#### 4.4 納入単位

納入単位は、15 における容量(L)とする。

付表1 - 品質

項目			規定		認定 検査	検査	試験方法
			2種2号	3種2号			
			P - 8	P - 9			
動粘度 mm <sup>2</sup> /s	40	16 以上	11 以上			J I S K 2 2 8 3 による。	
	- 18	650 以下				D S P K 2 2 3 3の附属書 A による。 <sup>a)</sup>	
	- 40		7200以下				
流動点		- 45以下	- 57.5以下			J I S K 2 2 6 9 による。	
引火点		150以上	135以上			J I S K 2 2 6 5 - 4 による。	
色			7.0以下			J I S K 2 5 8 0 に規定する A S T M色試験方法による。	
腐食 酸化 安定度	金属 試験 片	質 量 変 化	鋼	0.2以下			J I S K 2 5 0 3 による。
			アルミニウム合金				
			マグネシウム合金				
			カドミニウムめっき鋼				
			銅				
	外観	合格基準 <sup>b)</sup>					
酸化 油 の 性 状	40 における動粘度変化 %		- 5 ~ 20	報告			
	全酸価 mg KOH / g	試験前 試験後の 増加		0.2以下			
	不溶性物質の分離			合格基準 <sup>c)</sup>			
銅板腐食 (100 , 3h)		1 以下				J I S K 2 5 1 3 による。	
湿潤試験		合格基準 <sup>d)</sup> (192h)	合格基準 <sup>e)</sup> (192h)			J I S K 2 2 4 6 による。	
除膜性(湿潤試験後)			合格基準 <sup>f)</sup>				
水置換性			合格基準 <sup>g)</sup>				
貯蔵安定度(26 , 30日間)		合格基準 <sup>h)</sup>				附属書 A による。	
<p>注記 印は、認定検査及び検査の項目を示す。</p> <p>注<sup>a)</sup> 測定温度は - 18 及び - 40 とする。</p> <p><sup>b)</sup> 試験後、各試験片の表面を20倍に拡大して調べた場合、ピッチング、エッチング又は明らかな腐食が認められない場合を合格とする。ただし、銅試験片には、わずかのしみはあってもよいが、灰色、暗かっ色、黒などのしみがあってはならない。カドミニウムめっき鋼のわずかな変色は差し支えない。</p> <p><sup>c)</sup> 不溶性物質の分離又はガム質を含んでいない場合を合格とする。</p> <p><sup>d)</sup> 試験片2枚のうちすくなくとも1枚には腐食を認めず、また他の1枚もこん跡以下の腐食である場合を合格とする。こん跡以下の腐食とは、試験片主要面内の腐食点が3個以下で、それらの腐食点の直径がいずれも1mm以下であって、更に50時間湿潤試験を継続した後もその大きさ及び数が増大しない場合をいう。</p> <p><sup>e)</sup> 試験片5枚のうち、1枚以上に下記のさびができた場合は、更に10枚の試験片を試験し、15枚のうち4枚以上にさびがでた場合は不合格とする。</p>							

付表1 - 品質 ( 続き )

- ・ さびの径が2mm以上の場合
  - ・ 1～2mmの径のさびが2個以上の場合
- f) 湿潤試験終了後, 試験片はJ I S K 2201に規定する5号を溶剤として洗浄するとき, 容易に試料が分離する場合を合格とする。
  - g) 試験後, 試料をめぐいとった面を観察し, さび, まだら模様, しみなどがなければ合格とする。
  - h) 試験中に沈殿物又は添加剤の分離を認めない場合を合格とする。



# 附属書 A (規定) 防せい潤滑油貯蔵安定度試験方法

## A.1 適用範囲

この附属書は、規定条件で防せい潤滑油を貯蔵した場合の安定度を試験する方法について規定する。

## A.2 試料瓶

直径約38mm、高さ約150mmの平底ねじふた付のものを用いる。

## A.3 操作

- a) 試料瓶に試料油を満たし、室温( $26 \pm 6$ )において規定日数<sup>1)</sup>暗所に貯蔵する。
- b) 規定日数貯蔵した後、試料瓶を昼光燈で照らして観察し、試料中の沈殿又は添加剤の有無を調べる。  
注<sup>1)</sup> 貯蔵日数は、通常30日とする。

## A.4 報告

規定日数の貯蔵を終了した試料油について、沈殿又は添加剤の分離の有無を報告する。